

第3次 郡上市行政改革大綱

令和元年5月

郡 上 市

<目 次>

第1章 策定の趣旨

I 策定の目的	1
II これまでの改革の取り組み	2
III 策定の背景	3
1. 人口減少・少子高齢化の進行	
2. 多様化するニーズに対する担い手の減少	
3. 公共施設・インフラの老朽化	
4. 財政運営の基盤となる収入の減少	

第2章 基本的事項

I 改革の基本理念	5
II 大綱の位置づけ及び実施期間	6
1. 位置づけ	
2. 実施期間	

第3章 改革の基本方針と推進体制

I 改革の5つの基本方針と12の重点項目	7
1. 市民協働による自治力の向上	
2. 公共施設等の適正な管理	
3. 社会情勢の変化に対応した行政運営	
4. 健全な財政運営と財政基盤の強化	
5. 地域経済の活性化につながる「創る改革」の推進	
II 改革の推進のために	12
1. 実施計画の策定	
2. 取り組み状況の公表	
3. 関連する計画との整合性	
4. 推進体制	

参考資料及び用語解説	13
------------	----

参考資料・・・本市の財政、人口、職員数、公の施設等の現状や見通し等について、データを掲載しています。（14ページ以降）

用語解説・・・大綱の本文及び参考資料において、「※」を付してある用語の意味や、内容等を説明しています。（33ページ以降）

注) 年号の表記にあたっては、本文中は和暦と西暦を併記しています。なお、参考資料及び用語解説については、原則として和暦にて表記しますが、将来の推計を含むものについては和暦と西暦を併記することとしました。

第1章 策定の趣旨

I 策定の目的

本市では平成 16（2004）年の町村合併以降、行政改革集中改革プラン※（H17～H21）、及び第 1 次行政改革大綱（H21～H24）に基づき、組織機構の見直しや定員の適正化、市債※残高の削減等に取り組んできました。さらには、地方交付税の合併算定替特例※が終了する令和元（2019）年度以降に備えて、第 2 次行政改革大綱（H25～H30）に基づき、計画に基づく職員数の適正化、市債元利償還金の繰上償還による市債残高の削減、下水道料金の統一、ケーブルテレビ事業への指定管理者制度※導入など、行財政改革を進めてきたところです。

わが国の社会情勢に目を向けると、少子高齢化により、国全体が平成 20（2008）年から人口減少社会を迎えており、特に生産年齢人口の減少による担税者や社会保障の支え手の減少とともに、産業や地域社会における担い手不足が懸念されています。また、財政面では、老年人口の増加により社会保障関係費用の一層の増加が見込まれるとともに、老朽化が進む公共施設等（道路や橋梁等のインフラ※系施設を含みます。）の保全改修に多額の経費を要するなど、国、地方自治体ともに引き続き厳しい財政状況が続くと推測されます。

このような中で、市民の行政に対するニーズは多様化、高度化、複雑化するなど、地方自治体を取り巻く環境は予想を超える速さで変化しており、限られた資源を集中的に、あるいは工夫して配分し、市民ニーズに迅速かつ的確に 대응していくことが求められています。また、地方分権改革※の進展により、国と地方公共団体との役割分担も年々見直しが進み、地方自治体には権限が付与される一方で、自らの判断と責任においてより自立した行政運営が求められています。

本市では、厳しい財政状況の中にあっても、将来に向けた投資や施策の推進を総合的かつ計画的に行うため、平成 28（2016）年 3 月には「住みたいまち郡上」、「輝きたいまち郡上」、「訪ねたいまち郡上」を目指すべき地域の将来像として掲げた第 2 次郡上市総合計画を市民の皆さんとともに策定し、様々な取組みを進めてきました。この将来像の実現に向けては、市民の皆さんと協働しながら活力あるまちづくりを進めるとともに、市として必要な施策を推進するため、将来にわたって持続可能な行財政基盤を整えることが肝要となります。

こうしたことから、第 2 次郡上市総合計画に描く将来像の実現を行財政運営面から支え、持続可能な郡上市づくりに資することを目的に、これまでの行政改革の取組みを継承しながら、ここに「第 3 次郡上市行政改革大綱」を策定します。

Ⅱ これまでの改革の取組み

本市では、これまでに行政改革集中改革プラン、第1次行政改革大綱、第2次行政改革大綱に基づき、行財政改革に取り組んできました。

特に、第2次行政改革大綱は、地方交付税の合併算定替特例の終了に向けた普通交付税の漸減への対応が大きな背景にあり、「財源減少に対応する行財政体制の確立」、「地方分権改革の時代に見合った行政運営」、「市民協働による自治力の向上」、「地域経済の活性化につながる『創る改革*』の推進」を4つの大きな柱として改革を進めました。

第2次行政改革大綱の推進により得られた実績と成果について以下に示すこととします。

●第2次行政改革大綱の主な取組みと実績・成果

基本方針	実績（上段）・成果（下段）
1. 財源減少に対応する行財政体制の確立	・ 公共施設等総合管理計画*の策定 ・ 水道施設統廃合の完了 ・ 計画に基づく職員定数の適正化による人件費の抑制（◎） ・ 市債元利償還金*の繰上げ償還による市債残高の削減（◎） ・ 宿日直業務の見直しによる宿直従事者及び経常経費の削減 ・ 下水道料金統一による収入の増加 ・ 市税収納率の向上 ・ ふるさと寄附*件数及び金額の増加
2. 地方分権改革の時代に見合った行政運営	・ 職員資質向上のための研修機会等の増加 ・ 行政点検*（施策点検・事務事業点検）の大幅見直しと外部評価制度導入 ・ 組織風土改革*の全庁的な実施 ・ 職員のメンタルヘルス*対策の充実 ・ 情報セキュリティ対策の強化 ・ 建設部事務所の移転と県土木事務所との連携による、事務の効率化と災害時危機管理体制の構築
3. 市民協働による自治力の向上	・ 住民自治基本条例*の制定 ・ 地域協議会の設立と財政支援制度の創設 ・ 中高生を対象とした公聴機会の充実 ・ 行政パートナー*制度の推進 ・ 地域振興のためのアドバイザー派遣の充実 ・ 防災士育成等による自治防災力の向上
4. 地域経済の活性化につながる『創る改革』の推進	・ 産業振興施設等の民間譲渡 ・ コミュニティビジネス*創出のための支援制度創設 ・ ㈱郡上ネット（第三セクター*）立上げによる雇用創出及び郡上 CATV への指定管理者制度導入

（◎）実績及び成果に関する数値（目標値を定めて取組みを行ったものについて掲載）

項目	基準値	目標値(A)	実績値(B)	比較(B)-(A)
総職員数	910 人 (H25 当初)	868 人 (H30 当初)	863 人 (H30 当初)	▲5 人
うち普通会計職員数	550 人 (H25 当初)	515 人 (H30 当初)	506 人 (H30 当初)	▲9 人
市債残高	408 億 3,900 万円 (H25 末)	342 億 8,500 万円 (H30 末)	339 億 3,700 万円 (H29 末)	▲3 億 4,800 万円

職員総数及び普通会計職員数には教育長を含む。

Ⅲ 策定の背景

これまでの行政改革の取り組みでは、様々な要因により実現に至っていないもの、また、社会情勢の変化によって生じた新たな課題もあります。

ここでは、行政改革を推進しなければならない背景を、現在の社会経済情勢をもとに4つに焦点化し、第3次行政改革大綱において重点的に取り組む事項を整理します。

1. 人口減少・少子高齢化の進行

本市の総人口は、国勢調査における人口推移をみると、昭和25（1950）年の65,659人を頂点として減り続けており、直近の平成27（2015）年国勢調査では、42,090人まで減少しています。

平成30（2018）年3月30日に国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によると、30年後の郡上市は、総人口が現在より約3割減少して、3万人を割り込むと予想されています。また、高齢化率は46.6%（市民の2.1人に1人が65歳以上：老年人口）となり、将来を担う人口（14歳以下：年少人口）と働き手の人口（15歳～64歳：生産年齢人口）は現在の約半分になると予測されています。

市では、平成27（2015）年10月に策定した「郡上市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」において、2060年の総人口を27,000人程度にするという目標値を設けており、これを達成するために地方創生に関する様々な取り組みを進めています。しかしながら、高齢化率の上昇に伴う医療や介護などの社会保障費の負担の増加や、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少などを見据え、人口減少を前提とした行財政基盤の安定化に備えていく必要があります。

2. 多様化するニーズに対する担い手の減少

人口減少・少子高齢化の進行、また情報化の進展の中で、産業・雇用、防災や社会基盤整備、福祉や教育、コミュニティのあり方など社会経済情勢は目まぐるしく変化をしています。これに伴い、市民をはじめ各主体が求めるニーズも多様化しており、従前の思考や手法では対応が困難な状況が生じています。

一方で、民間と公共の別を問わず、様々な分野において担い手不足が顕在化しており、今後も多様化が予想されるニーズへの対応が懸念されます。とりわけ、公共的なサービスは広範にわたっており、地方分権改革の進展により業務の高度化・複雑化が進む中、限られた職員で行政サービスの質の向上を目指すには、職員の人材育成はもとより、適正配置を含めた職員数の適正化にも目を向ける必要があります。

また、担い手の減少により一人ひとりの負担が増大し、職場から余裕がなくなることによって様々なハラスメント*が生じているという指摘もある中、これらのことを構造的な課題として捉え、働き方改革も含めて多角的な取り組みが必要になると考えられます。特に、行政サービスにおいては、自助・共助・公助という補完性の原理*に基づき、新たな主体も取り込みながら協働による公共サービスを推進するとともに、技術革新によるAI*やRPA*等の活用を積極的に研究し、活用していく必要があります。

3. 公共施設・インフラの老朽化

全国の多くの自治体では公共施設やインフラの老朽化が進んでおり、今後はこれらが改修や更新の時期を迎えます。

本市では、建築物系の公共施設の総量が他の自治体に比べて非常に多く、平成27(2015)年4月現在で、561施設、1,133棟を保有しています。このうち、一般的に大規模改修を行う目安とされる築30年以上経過した建築物は、延床面積の割合で全体の約41%を占めており、老朽化が進行している状況です。このほか、広大な市域を有する本市では、社会基盤である道路、橋梁、上下水道施設等のインフラ系施設についても莫大な保有量があり、これらの施設を現状のまま、あるいは改修を加えて保有し続けることは、財政的にみて極めて困難です。

こうした現状を踏まえ、平成29(2017)年3月に今後30年間の公共施設全般の基本的な方針を定めた「公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の長寿命化^{*}や効率的で計画的な運営等を通じて経費の縮減に努める一方、建築物系施設を中心に、将来見込まれる人口規模や財政規模を踏まえ、総量の見直しを図ることとしました。

この基本方針では、利用者へのサービスや安全性の確保等を前提として、計画期間内に建築物系施設を延床面積ベースで約34%削減することを目標に掲げており、施設類型ごとに基本的な方向性を定めています。

今後は、基本方針の目的を達成するため、建築物系施設個別のあり方を明確にした「公共施設適正配置計画」を策定し、具体的かつ計画的に見直しを進める必要があります。同時に、見直しによって生み出された財源を活用し、サービスの充実や利便性の向上を図ることにも目を向けていかなければなりません。さらには、インフラ系を含めたすべての施設がより良い状態で利用されるよう、保全の手法についても検討が必要です。

4. 財政運営の基盤となる収入の減少

地方交付税の合併算定替特例期間の終了に伴い、令和元(2019)年度からは本来の算定方法(一本算定)へ移行します。この間、普通交付税制度の見直しによる合併自治体への加算措置もあり、第2次行政改革大綱策定当初に約36億円と見込まれていた普通交付税の減少額は約19億円に止まりましたが、今後の人口減少を鑑みると依然として厳しい財政状況が続くものと考えられます。また、人口減少・少子高齢化に伴う担税力の減少とともに、地域における消費の縮小による市税収入等の減少など、自主財源の確保も課題となっています。

このため、歳出面では、時代の要請に合わなくなった行政サービスが漫然と実施されないよう、常にスクラップアンドビルドを意識した事務事業の見直し等を進め、限られた職員数で効果的・効率的な行財政運営を行う必要があります。一方、地域経済活性化の施策による市税等の自主財源の確保、国等の動向を注視した有利な財源の確保等、積極的な歳入対策を講じながら、見通しを持った健全な財政運営を進めなければなりません。また、持続的な行政運営のためには、現在世代への利益を必要以上に抑制することなく、かつ、将来の世代に負担を先送りすることのない、バランスのとれた財政基盤を備えていくことが求められています。

第2章 基本的事項

I 改革の基本理念

郡上市の持続可能なまちづくりに向けて ～ともに支え、ともに創る～

郡上市住民自治基本条例では、第4条において「まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長等とともに協働によるまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上市を目指す」ことを基本理念として定めています。また、第2次総合計画では、「みんなで考え、みんなでつくる郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～」を基本理念として掲げています。

それぞれの表現は異なりますが、いずれも「協働」と「持続可能」という考え方が盛り込まれており、本市にとって重要な2つの願いが込められた基本理念となっています。

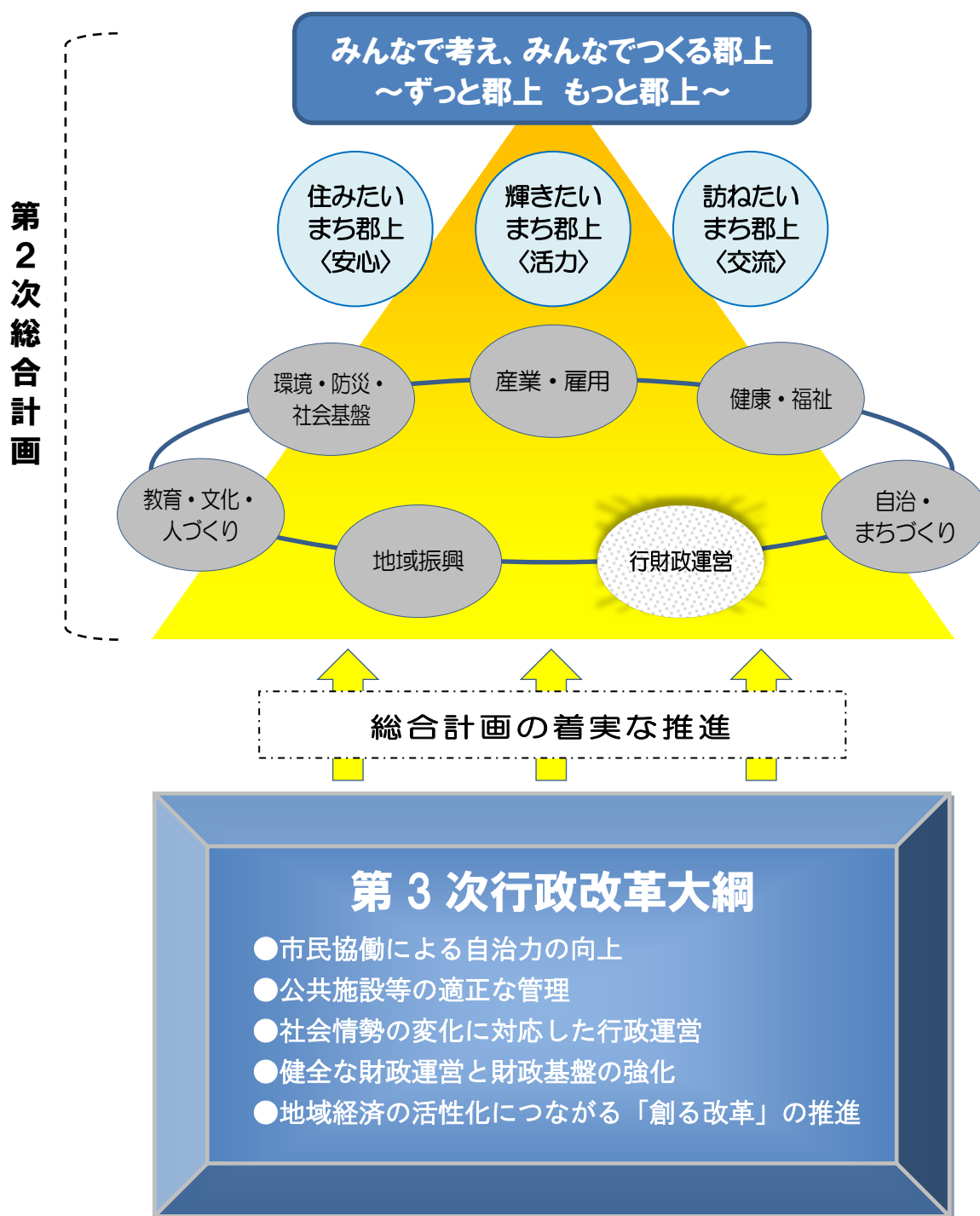
地方公共団体は、事務処理において「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と地方自治法に明記されています。住民自治基本条例に従い、最上位計画である第2次総合計画に掲げる将来像を実現する過程においても、常に「最少の経費」と「最大の効果」を意識した施策の推進が必要となります。

策定の目的にも示すように、第3次行政改革大綱は郡上市の将来像を実現するため行財政運営の分野においてその役割を果たす一方、総合計画に基づき実施する各種施策を円滑に推進する基盤をつくる方針及び計画となるものです。

これらのことから、住民自治基本条例及び第2次総合計画の基本理念に沿うように「持続可能なまちづくり」を明記するとともに、「～ともに支え、ともに創る～」という言葉に協働によって改革を推進する意思を込めて、本大綱の改革の基本理念とします。

Ⅱ 大綱の位置づけ及び実施期間

1. 位置づけ



2. 実施期間

令和元（2019）年度から令和5（2023）年度まで（5年間）

第3章 改革の基本方針と推進体制

I 改革の5つの基本方針と12の重点項目

1. 市民協働による自治力の向上

市民をはじめ様々な民間団体等が、それぞれの地域が抱える公共の課題の解決に向けて主体的に参画し、行動できるよう環境づくりを進めるとともに、市民協働を促進し、多様な担い手が関わる地域づくりを支援します。

(1) 市政への市民参画機会の充実 ……

市政への市民参画の機会の拡大を図ります。特に若者や移住者等の市政への参画を促すとともに、男女共同参画を推進する観点から、各種委員会や審議会への女性委員の登用を積極的に進めます。また、インバウンド*や外国人市民の増加への対応として、まちづくりに外国人が関わるができる環境づくりを進めます。

市民協働を推進するため、市民協働の意義について更に周知し、市民と行政を対等な立場で調整する市民協働センター*の機能の充実を図ります。

【主な取組み】

- ① 多様な人材の市政参画の推進
- ② 市民協働センターの機能の充実と活動の積極的周知
- ③ 公共・公益活動における女性の活躍推進

(2) コミュニティの活性化と住民自治力の向上 ……

地域の課題を共有し、解決に向けて取り組むことは市民一人ひとりの役割であり、このような取組みがコミュニティの活性化と住民自治力の向上につながります。

このため、市民の自主性と自立性を尊重しながら、地域において安心して安全に暮らすことができる環境づくりや、地域の課題解決に向けた取組みを支援するとともに、公共や公益活動を担う団体や人材の育成を進めます。

【主な取組み】

- ① 連携と協働による安心安全の確保と支えあいの仕組みづくり
- ② 公益活動を行う市民団体等の活動支援
- ③ 自治会、自主防災組織等の育成と活動の支援

(3) 行政情報の積極的提供と共有化 ……

市民と行政が協働するためには、市政の現状と課題などについて認識を共有する必要があります。このため、市政について職員が市民に直接説明する機会を設けることはもとより、多様な手段により行政情報を市民にわかりやすく提供するとともに、広聴の機会を充実し、情報の共有化を進めます。

【主な取組み】

- ① 効果の高い戦略的な広報や情報の発信
- ② 情報公開の推進
- ③ 多様な手段による広聴機会の充実

2. 公共施設等の適正な管理

インフラを含む公共施設等の老朽化への対応と、施設の大規模改修工事の実施が短期間に集中することで生じる莫大な更新費用の平準化及び管理運営費の負担軽減のため、公共施設等総合管理計画に基づく総合的かつ計画的な管理を進め、公共施設等の最適化を図ります。

(1) 公共施設等の適正配置と長寿命化 ……

建築物系施設においては、公共施設適正配置計画に基づき、廃止や統合などを含めた適正配置と長寿命化を進めます。また、インフラ系施設については、必要に応じて個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、計画的な改修等により施設の長寿命化を図ります。

【主な取組み】

- ① 統廃合や複合化による施設数の削減
- ② 民間への譲渡、貸付の促進
- ③ 用途変更等による既存施設の有効活用
- ④ 予防保全*を含め計画的な改修等による施設の長寿命化の実施

(2) 公共施設等の効率的な管理運用 ……

公共施設等が果たす役割を明確にし、行政サービスと費用を比較検討する中で、指定管理者制度を含め、効果的、効率的な管理運営を進めます。

また、保有する効果が見通せない市有財産は、民間等へ積極的に情報提供を行い、処分を進めます。

【主な取組み】

- ① 指定管理者制度の活用
- ② 利用率向上の推進
- ③ 可処分財産*の貸付、売却の推進

3. 社会情勢の変化に対応した行政運営

地方分権改革により地方自治体の権限と責任が拡大する中、限られた財源や人材等を活用して、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう自治体のマネジメントシステム※を強化します。

特に、行政に対する信頼は市政運営の根幹をなすことから、組織の透明性、信頼性を高めるとともに、職員の数及び配置の適正化と職員資質の向上を図り、行政サービスの質的な底上げを目指します。

(1) 定員の適正化と人材育成 ……

定員適正化計画※に基づき、職員数と業務量のバランスの適正化を図りつつ、施策や事業が円滑に推進できる組織体制と職員数の適正管理に努めます。

職員人材育成基本方針※に基づき、職員の資質を高めるため自主性の尊重とモチベーションの向上を主眼に置き、効果的な研修プログラムを開発し、年次ごとの研修計画に位置付けて実施します。

【主な取組み】

- ① 定員適正化計画（第3次改訂）に基づく職員数の適正管理
- ② 事業の質と量に応じた職員の適正配置
- ③ 職場内外における知識やスキル向上機会の充実
- ④ 自発性・自律性を備えた人材の育成
- ⑤ 働きやすい職場環境とメンタルヘルス対策の充実

(2) 質の高い行政サービス・行政運営の確立 ……

限られた職員数の中でも、丁寧かつ迅速な対応に努め、各種の行政手続きの簡素化、効率化等に取り組むことで、行政サービスの質的向上を図ります。

また、行政点検（施策点検、事務事業点検）を効果的に運用し、成果を重視した行政運営を進めるとともに、PDCA サイクル※の中で各政策に対する説明責任を果たします。

【主な取組み】

- ① 手続きの簡素化や効率化などの窓口サービスの向上
- ② インターネットの活用などによるサービスの利便性の向上
- ③ 評価が計画と予算に連動するPDCA サイクルの確立

(3) 行政の信頼性の向上 ……

行政の透明性、信頼性の向上のため、コンプライアンス※（法令遵守）の徹底を図ります。また、危機管理をはじめとする様々な行政課題に対して、適切に対応できる体制を構築・強化していきます。

【主な取組み】

- ① 内部統制※による組織マネジメント機能の強化
- ② 個人情報保護の徹底とセキュリティ対策の推進
- ③ 危機管理体制の強化

4. 健全な財政運営と財政基盤の強化

行政サービスの安定的な提供と政策課題解決のため、市税収入等の独自財源や国県支出金等の有利な財源確保に努める一方で、徹底した歳出の削減を行い、歳入規模に見合った歳出への転換を図ることで健全な財政運営を進めます。

また、将来世代に負担を残さない秩序ある財政規律を確保し、持続的な行政運営が可能な財政基盤の強化を図ります。

(1) 歳出の削減 ……

財政の健全性を保つため、財政規律を確保し中期見通しに基づき計画的、効果的な財政運営を行います。

事務事業の廃止や縮小、経常的経費^{*}の徹底した削減、繰出金^{*}の抑制などを計画的に行い、歳出を削減します。

【主な取組み】

- ① 事業の終期の明確化、重複や類似事業の整理
- ② 経常的経費等の歳出の削減
- ③ 他会計への繰出金の抑制

(2) 歳入の確保 ……

総合計画推進の中で地域産業の振興や企業誘致等の市税増収策を講じるとともに、市税等の収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上を図ります。負担の公平性の確保と受益者負担^{*}の適正化の観点から、使用料や手数料の額、減免規定^{*}の見直しを進めます。

また、国等の制度を注視しながら、ふるさと寄附をはじめとする新たな財源の確保に努めます。

【主な取組み】

- ① 市税等の収入及び収納率の向上と債権管理^{*}の強化
- ② 使用料や手数料の額、減免規定の見直し
- ③ ふるさと寄附の推進と新たな財源の確保

(3) 将来負担の軽減 ……

将来負担をできる限り少なくするため市債発行額の抑制を行うとともに、市債と基金の適正なバランスを保ちながら、将来負担の軽減を進めます。

新地方公会計^{*}において、資産と負債、行政サービスに要する費用などの情報を明確にし、将来を見据えた財政の最適化を図ります。

【主な取組み】

- ① 市債と基金の適正なバランスの確保
- ② 新地方公会計による行政コストの効率化

5. 地域経済の活性化につながる「創る改革」の推進

公共サービスを民間事業や市民活動の領域に開放することで、地域の活力を高めるとともに、財政規模の縮小と行政のスリム化につなげます。

(1) 公共サービスを起点とした民間事業の拡大 ……

行政が直営で行うより民間が行う方がサービス水準の向上や経費の縮減等を図ることができる見込まれる業務は、民間の活力の導入を推進します。

また、スケールメリットを生かして産業を振興するため、一定の基準を設ける中で第三セクター間の連携と協働の取組みを充実します。

【主な取組み】

- ① 民間活力の導入効果が高い業務の民間委託、民営化の推進
- ② コミュニティビジネスの創出支援
- ③ 第三セクターの経営の自立化促進と連携強化

Ⅱ 改革の推進のために

1. 実施計画の策定

第3次行政改革大綱の方針に基づいて改革を推進するため、具体的な実施事項を定めた「行政改革大綱実施計画」を策定します。

2. 取組み状況の公表

第3次行政改革大綱に基づく取組みの進捗状況を、市ホームページ等で公表します。

3. 関連する計画との整合性

公共施設等総合管理計画、公共施設適正配置計画、定員適正化計画、職員人材育成基本方針などの関連する個別計画は、第3次行政改革大綱の内容を基本として整合性を確保します。

4. 推進体制

- (1) 庁内推進体制として、行政改革推進本部会議、行政改革調整会議における進捗管理や取組み事項の検証、及び各課の行政改革推進リーダーを中心とした全庁的な取組みを推進します。
- (2) 行政改革推進審議会への取組み状況の報告、必要に応じた諮問等を行います。
- (3) 議会、議会総務常任委員会へ取組み状況等の報告を行います。

参考資料及び用語解説

参考資料

1. 財政の推移（普通会計）

◇収支の状況 【フロー】

単位：億円

項目		年度							
		決 算							
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
歳入	市 税	46.3	47.5	49.5	48.9	54.4	53.2	51.7	51.3
	地方交付税	118.9	119.7	123.8	123.0	123.0	126.6	130.4	137.6
	うち普通交付税	107.3	109.0	113.3	113.7	114.6	117.8	120.4	127.3
	一般財源計	178.2	181.4	187.5	187.9	189.0	190.7	192.4	199.3
	国庫支出金	23.6	22.8	19.8	14.4	18.3	25.8	36.6	30.7
	県支出金	27.3	21.4	23.5	18.8	18.9	13.7	13.9	15.9
	繰入金	34.8	7.5	3.2	0.6	3.0	5.6	6.0	2.1
	市債	89.0	64.3	61.8	46.3	38.4	31.5	33.4	38.7
	うち臨時財政対策債	19.6	13.7	10.6	9.5	8.6	8.1	12.5	15.0
	歳入合計 (A)	405.7	336.8	336.1	300.5	298.7	298.8	319.3	312.6
歳出	人件費	59.1	54.9	52.7	50.3	52.7	48.3	47.4	45.9
	扶助費	12.9	17.1	17.9	17.6	18.7	20.1	21.8	27.4
	公債費	53.0	52.6	55.1	58.2	61.5	61.0	59.3	62.0
	義務的経費※	125.0	124.6	125.7	126.1	132.9	129.4	128.5	135.3
	物件費	43.2	40.7	40.5	39.3	38.2	36.4	37.7	34.8
	補助費等	26.9	19.2	20.2	17.4	15.8	16.7	25.5	20.6
	繰出金	26.2	29.1	33.1	32.9	36.9	41.8	44.3	38.1
	投資的経費	153.6	103.8	87.8	62.1	56.7	41.4	60.4	56.8
	歳出合計 (B)	389.6	325.4	324.6	288.9	287.2	279.7	310.4	302.6
歳入歳出差引 (A)-(B)		16.1	11.4	11.5	11.6	11.5	19.1	8.9	10.0
翌年度に繰越すべき財源		4.3	1.3	1.0	0.8	0.2	10.3	1.1	1.1
実質収支		11.8	10.1	10.5	10.8	11.3	8.8	7.8	8.9

◇H20～H27 年度は国の緊急経済対策による施策、事業費を含む。

(H20 年度：0.8 億円 H21 年度：27.5 億円 H22 年度：9.6 億円)

◇総務省「地方財政状況調査」より

◇収支の状況（つづき） 【フロー】

単位：億円

項目		年度						
		決 算						
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入	市 税	50.8	55.8	50.4	50.9	50.0	50.7	50.6
	地方交付税	136.8	141.8	136.0	138.5	133.4	128.3	123.2
	うち普通交付税	126.6	131.5	126.3	126.9	123.6	118.7	111.9
	一般財源計	197.4	206.4	195.4	198.5	196.1	190.4	186.0
	国庫支出金	27.5	22.6	26.8	29.3	26.0	20.4	21.9
	県支出金	14.8	15.5	13.8	16.8	18.3	17.1	19.6
	繰入金	5.1	9.0	10.2	4.2	9.4	9.5	23.7
	市債	42.3	34.0	28.4	28.9	28.8	23.5	45.3
	うち臨時財政対策債	11.1	10.7	11.0	9.4	8.7	7.9	7.8
	歳入合計 (A)	312.2	312.9	299.4	304.3	304.1	287.5	325.5
歳出	人件費	45.0	45.2	43.2	42.1	41.9	41.4	40.5
	扶助費	28.4	29.1	29.7	31.0	31.5	32.5	31.9
	公債費	58.2	66.6	62.6	55.5	57.0	53.8	45.0
	義務的経費	131.6	140.9	135.5	128.6	130.4	127.7	117.4
	物件費	35.3	34.1	34.2	34.6	35.3	36.2	36.7
	補助費等	17.8	20.1	16.7	17.7	20.0	20.9	21.5
	繰出金	35.6	36.6	36.2	35.0	36.0	35.2	36.5
	投資的経費	68.7	53.6	49.5	56.4	54.2	41.9	80.5
	歳出合計 (B)	302.2	302.3	288.4	293.2	291.8	273.8	314.9
歳入歳出差引 (A)-(B)		10.0	10.6	11.0	11.1	12.3	13.7	10.6
翌年度に繰越すべき財源		2.4	2.2	2.8	3.4	3.7	4.3	2.0
実質収支		7.6	8.4	8.2	7.7	8.6	9.5	8.5

◇H20～H27 年度は国の緊急経済対策による施策、事業費を含む。

(H23 年度：2.2 億円 H24 年度：7.1 億円 H25 年度：5.4 億円 H26 年度：2.4 億円 H27 年度：1.8 億円)

◇総務省「地方財政状況調査」より

◇残高の状況 【ストック】

単位：億円

項目 \ 年度		決 算							
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市債残高 (A)		522.8	527.7	543.3	540.5	526.3	505.4	487.5	471.7
	うち通常債	488.0	479.2	484.5	473.6	452.7	426.5	399.4	372.4
	うち臨時財政対策債	34.8	48.5	58.8	66.9	73.6	78.9	88.1	99.3
基金残高 (B)		76.9	71.1	76.0	82.7	80.6	84.7	84.9	93.5
	うち財政調整基金	28.4	28.7	28.7	28.7	28.9	36.2	36.4	39.2
	うち減債基金	7.1	7.0	6.2	12.4	10.1	5.7	5.9	5.9
	うちその他	41.4	35.4	41.1	41.6	41.6	42.8	42.6	48.4
純債務残高 (A)-(B)		445.9	456.6	467.3	457.8	445.7	420.7	402.6	378.2

項目 \ 年度		決 算						
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市債残高 (A)		462.9	436.8	408.4	386.8	362.9	336.3	339.4
	うち通常債	356.8	324.7	290.8	266.2	247.0	225.8	228.4
	うち臨時財政対策債	106.1	112.1	117.6	120.6	115.9	110.5	111.0
基金残高 (B)		95.4	96.2	96.8	101.1	101.8	100.5	85.1
	うち財政調整基金	39.3	42.8	42.9	43.1	42.4	42.5	32.0
	うち減債基金	12.0	9.9	9.9	9.9	6.4	0.4	0.4
	うちその他	44.1	43.5	44.0	48.1	53.0	57.6	52.7
純債務残高 (A)-(B)		367.5	340.6	311.6	285.7	261.1	235.8	254.3

◇総務省「地方財政状況調査」より

【財政指標等】

項目 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
財政力指数	0.30	0.32	0.34	0.36	0.36	0.36	0.35	0.34
経常収支比率 (%)	84.6	89.1	86.7	89.9	91.7	90.0	88.4	85.0
実質公債費比率 (%)			14.7	18.0	20.2	21.8	21.7	21.1
将来負担比率 (%)					184.6	174.7	156.9	132.1

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政力指数	0.33	0.32	0.34	0.34	0.33	0.31	0.31
経常収支比率 (%)	85.0	81.7	84.4	82.9	84.6	85.4	87.7
実質公債費比率 (%)	20.0	18.5	16.8	15.0	13.6	12.9	12.7
将来負担比率 (%)	122.1	89.3	61.0	38.5	43.8	45.0	67.4

◇総務省「地方財政状況調査」より

【用語解説】

財政力指数 ……地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1 に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされています。普通交付税の算定に用いる基準財政需要額（標準的な行政サービスを行うために必要な支出額）を基準財政収入額（標準的な状態において見込まれる税収入）で除して得た数値で、3年間の平均値を用います。

経常収支比率 ……市税や地方交付税など、毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費（借入金の返済）など毎年固定的に支出される支出にどの程度充てられているかを示す比率で、この比率が高いほど臨時的な支出に資金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化していることとなります。

実質公債費比率……地方債（借入金）の1年間の返済額（フロー）及びこれに準じる経費の額が、1年間分の標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したもので、3年間の平均値を用います。この比率が18%を超えると新たな借入れを行うときに国や県の許可が必要となり、25%を超えると単独事業等の借入れが制限されます。

将来負担比率 ……一般会計の地方債（借入金）や将来支払っていく可能性のある負担等（下水道事業、病院事業、簡易水道事業、退職手当支給予定額、信用保証協会の債務等）の現時点での残高（ストック）が、1年間分の標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したものです。この比率が350%を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられます。

2. 財政の見通し（一般会計）

単位：億円

項目 \ 年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳入	市 税	49.7	49.6	48.1	46.4	46.0	45.4	44.0	43.6	43.1
	地方交付税	118.9	116.9	117.0	113.8	113.7	112.8	111.5	111.2	107.2
	うち普通交付税	109.1	107.1	107.2	104.0	103.9	103.0	101.7	101.4	97.4
	国県支出金	48.9	37.7	38.7	38.1	38.1	36.9	36.9	36.9	36.9
	繰入金	18.7	23.9	3.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	市債	49.1	25.0	24.6	24.6	24.6	21.6	21.6	21.6	21.6
	うち通常債	41.6	18.4	18.0	18.0	18.0	15.0	15.0	15.0	15.0
	その他	27.4	26.8	27.6	27.6	28.1	28.1	28.1	28.6	28.6
	繰越金	9.9	8.8	11.1	7.4	3.7	0.9	0.6	1.1	2.8
	歳入合計（A）	322.6	288.7	270.5	258.3	254.6	246.1	243.1	243.4	240.6
歳出	人件費	40.5	40.2	39.7	39.6	39.7	40.1	39.7	40.0	39.4
	扶助費	30.6	30.6	30.5	30.5	30.5	30.6	30.6	30.6	30.6
	公債費	42.7	40.7	38.6	38.5	38.5	37.0	35.5	34.5	34.8
	積立金	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	繰出金	31.8	33.5	34.1	34.8	34.1	34.8	34.7	34.2	33.9
	投資的経費	91.1	54.6	43.1	35.1	35.1	29.1	29.1	29.1	29.1
	普通建設事業費	73.6	54.0	43.0	35.0	35.0	29.0	29.0	29.0	29.0
	災害復旧事業費	17.5	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	その他	75.4	76.8	75.9	74.9	74.6	72.7	71.2	71.0	71.0
	歳出合計（B）	313.8	277.6	263.1	254.6	253.7	245.5	242.0	240.6	240.0
歳入歳出差引（A）－（B）		8.8	11.1	7.4	3.7	0.9	0.6	1.1	2.8	0.6

基金	財政調整基金	20.1	9.3	9.4	9.5	9.6	9.7	9.8	9.9	10.0
残高	公共施設整備基金	9.5	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9

◇総務部財政課「郡上市財政中期試算」（H31.2月）より

3. 人口の推移

【住民基本台帳人口】

単位：人

区分 時点	八幡	大和	白鳥	高鷲	美並	明宝	和良	市合計	外国人
H16. 3. 1	16, 523	7, 406	12, 880	3, 625	4, 894	2, 197	2, 358	49, 883	321
H16. 4. 1	16, 418	7, 397	12, 868	3, 617	4, 892	2, 183	2, 344	49, 719	338
H17. 4. 1	16, 222	7, 386	12, 764	3, 628	4, 839	2, 151	2, 296	49, 286	383
H18. 4. 1	16, 000	7, 358	12, 715	3, 580	4, 806	2, 121	2, 273	48, 853	374
H19. 4. 1	15, 842	7, 344	12, 631	3, 543	4, 758	2, 089	2, 211	48, 418	410
H20. 4. 1	15, 627	7, 232	12, 526	3, 503	4, 718	2, 055	2, 162	47, 823	408
H21. 4. 1	15, 450	7, 196	12, 351	3, 486	4, 651	2, 024	2, 092	47, 250	380
H22. 4. 1	15, 235	7, 168	12, 204	3, 460	4, 614	1, 996	2, 039	46, 716	366
H23. 4. 1	14, 995	7, 118	12, 074	3, 445	4, 537	1, 967	2, 020	46, 156	354
H24. 4. 1	14, 790	7, 055	11, 958	3, 380	4, 440	1, 928	1, 986	45, 537	383
H25. 4. 1	14, 696	7, 018	12, 040	3, 348	4, 415	1, 906	1, 984	45, 407	(388)
H26. 4. 1	14, 554	6, 942	11, 832	3, 315	4, 346	1, 845	1, 898	44, 732	(380)
H27. 4. 1	14, 332	6, 902	11, 657	3, 270	4, 305	1, 828	1, 864	44, 158	(374)
H28. 4. 1	14, 090	6, 845	11, 529	3, 238	4, 227	1, 775	1, 834	43, 538	(385)
H29. 4. 1	13, 852	6, 774	11, 380	3, 183	4, 165	1, 740	1, 793	42, 887	(420)
H30. 4. 1	13, 645	6, 683	11, 273	3, 128	4, 112	1, 705	1, 754	42, 300	(432)
比較 (H16. 3. 1 ～H30. 4. 1)	-2, 878	-723	-1, 607	-497	-782	-492	-604	-7, 583	111
増減率 (H16. 3. 1 ～H30. 4. 1)	-17. 4%	-9. 8%	-12. 5%	-13. 7%	-16. 0%	-22. 4%	-25. 6%	-15. 2%	34. 6%

◇H24. 4. 1 以前の地域別及び市合計の人口には、外国人住民は含まれていません。このため、「比較」及び「増減率」は参考値となります。なお、外国人の欄には、各時点の外国人登録者を記載しています。

◇H24. 7. 9 からの改正住民基本台帳法の施行により、H25. 4. 1 以降は地域別及び市合計の人口ともに外国人住民が含まれています。なお、外国人の欄には、外国人住民（内数）を再掲しています。

【住民基本台帳人口 増減の要因（自然増減と社会増減）】

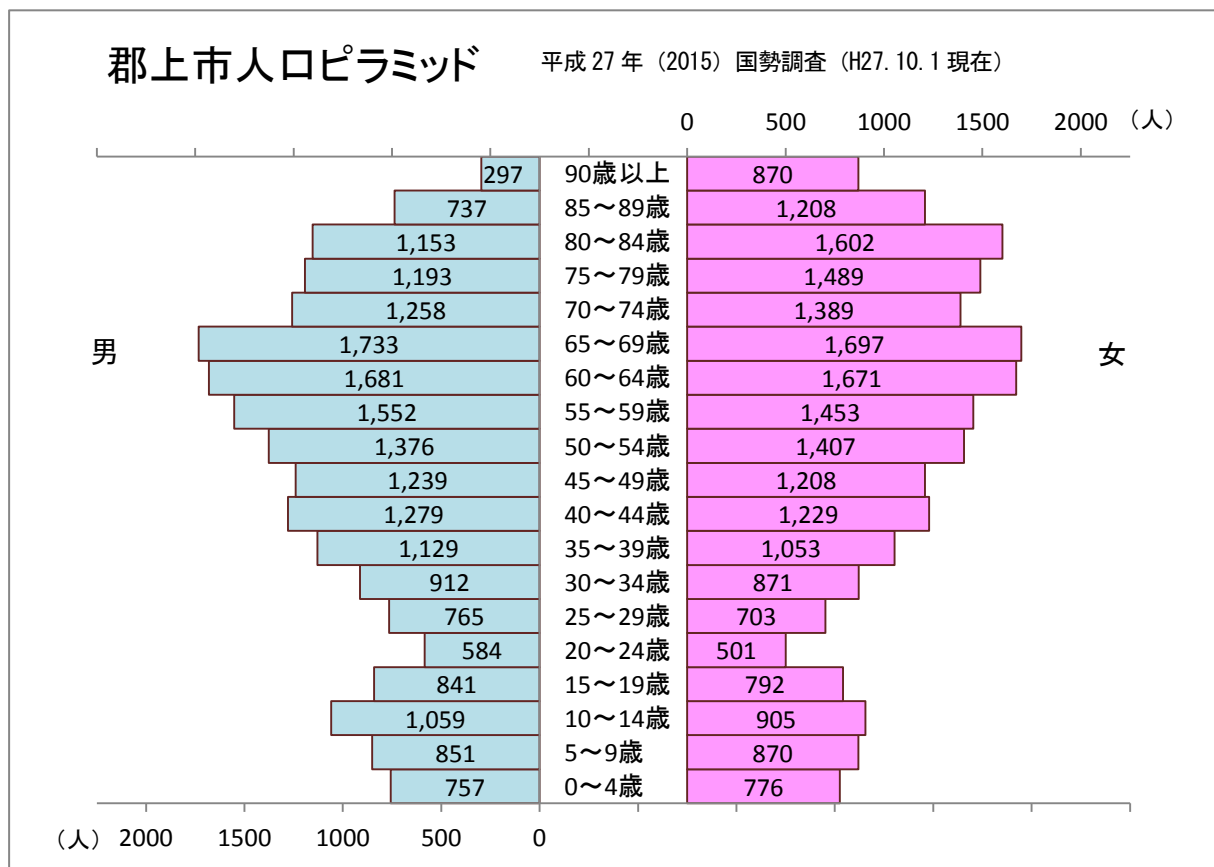
単位：人

年度	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	その他	増減
H16 年度	376	554	-178	940	1,196	-256	1	-433
H17 年度	329	544	-215	890	1,110	-220	2	-433
H18 年度	366	553	-187	849	1,094	-245	-3	-435
H19 年度	330	558	-228	760	1,137	-377	10	-595
H20 年度	326	563	-237	817	1,165	-348	12	-573
H21 年度	305	577	-272	722	988	-266	4	-534
H22 年度	309	658	-349	712	923	-211	0	-560
H23 年度	330	686	-356	720	984	-264	1	-619
H24 年度	312	660	-348	850	1,024	-174	392	-130
H25 年度	313	625	-312	911	1,270	-359	-4	-675
H26 年度	267	659	-392	938	1,102	-164	-18	-574
H27 年度	272	618	-346	913	1,174	-261	-13	-620
H28 年度	281	636	-355	889	1,184	-295	-1	-651
H29 年度	263	673	-410	1,006	1,184	-178	1	-587

【国勢調査人口】

単位：人

調査年	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)
総人口	52,985	52,690	52,125	50,986	50,809
調査年	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	
総人口	49,377	47,495	44,491	42,090	



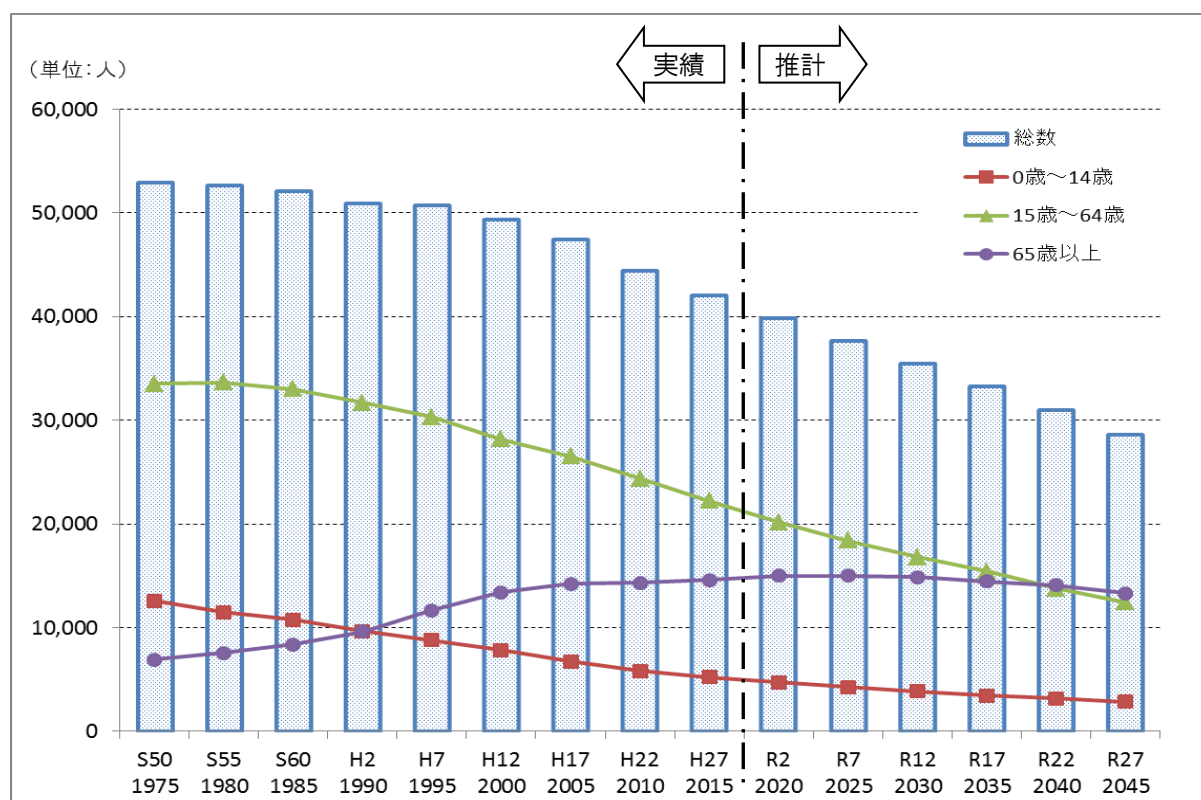
4. 将来推計人口

単位：人

年 区分	H27 2015	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045
0～14 歳	5,218	4,718	4,282	3,841	3,461	3,154	2,843
(構成比)	(12.4%)	(11.8%)	(11.4%)	(10.8%)	(10.4%)	(10.2%)	(9.9%)
15～64 歳	22,246	20,171	18,404	16,800	15,398	13,779	12,449
(構成比)	(52.9%)	(50.5%)	(48.8%)	(47.3%)	(46.2%)	(44.4%)	(43.5%)
65 歳以上	14,626	15,021	15,005	14,873	14,441	14,070	13,326
(構成比)	(34.7%)	(37.6%)	(39.8%)	(41.9%)	(43.4%)	(45.4%)	(46.6%)
総 数	42,090	39,910	37,691	35,514	33,300	31,003	28,618
【再掲】 75 歳以上	8,549	8,436	8,928	9,316	9,376	9,210	8,693
(構成比)	(20.3%)	(21.1%)	(23.7%)	(26.2%)	(28.2%)	(29.7%)	(30.4%)
【再掲】 20～39 歳女性	3,128	2,733	2,433	2,177	1,948	1,743	1,581
(構成比)	(7.4%)	(6.8%)	(6.5%)	(6.1%)	(5.8%)	(5.6%)	(5.5%)

◇国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30（2018）年推計）より

5. 人口の推移と将来推計（グラフ）



◇S50（1975）年～H27（2015）年は国勢調査実績値

◇R2（2020）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30（2018）年推計）より

6. 職員数の推移

【全職員】

単位：人

区分 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
計画	—	—	1,083	1,063	1,039	1,010	992	980	963
実績	1,124	1,098	1,083	1,063	1,039	1,012	994	968	948
差（計画－実績）	—	—	0	0	0	2	2	-12	-15
区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	削減人数(率)	
計画	935	919	914	896	881	870	867	-257(22.9%)	
実績	935	909	890	876	862	866	862	-262(23.3%)	
差（計画－実績）	0	-10	-24	-20	-19	-4	-5		

【普通会計職員】

単位：人

区分 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
計画	—	—	718	692	666	632	616	605	590
実績	—	740	718	692	666	628	617	596	576
差（計画－実績）			0	0	0	-4	1	-9	-14
区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	削減人数(率)	
計画	566	552	548	536	524	517	514	-226(30.5%)	
実績	566	549	527	517	510	505	505	-235(31.8%)	
差（計画－実績）	0	-3	-21	-19	-14	-12	-9		

◇教育長を除く。

◇平成15年度は、合併時（平成16年3月1日）の人数。その他は、各年度4月1日現在の人数。

◇計画は定員適正化計画（第1次改訂、第2次改訂）による。

◇【全職員】における「合併以降の削減人数（率）」は、計画、実績ともに合併時の人数（1,124人）と、平成30年度との差から算出。【普通会計職員】については、平成16年度の実績値（740人）を基準として、同様に算出。

7. 職員数の見通し

単位：人

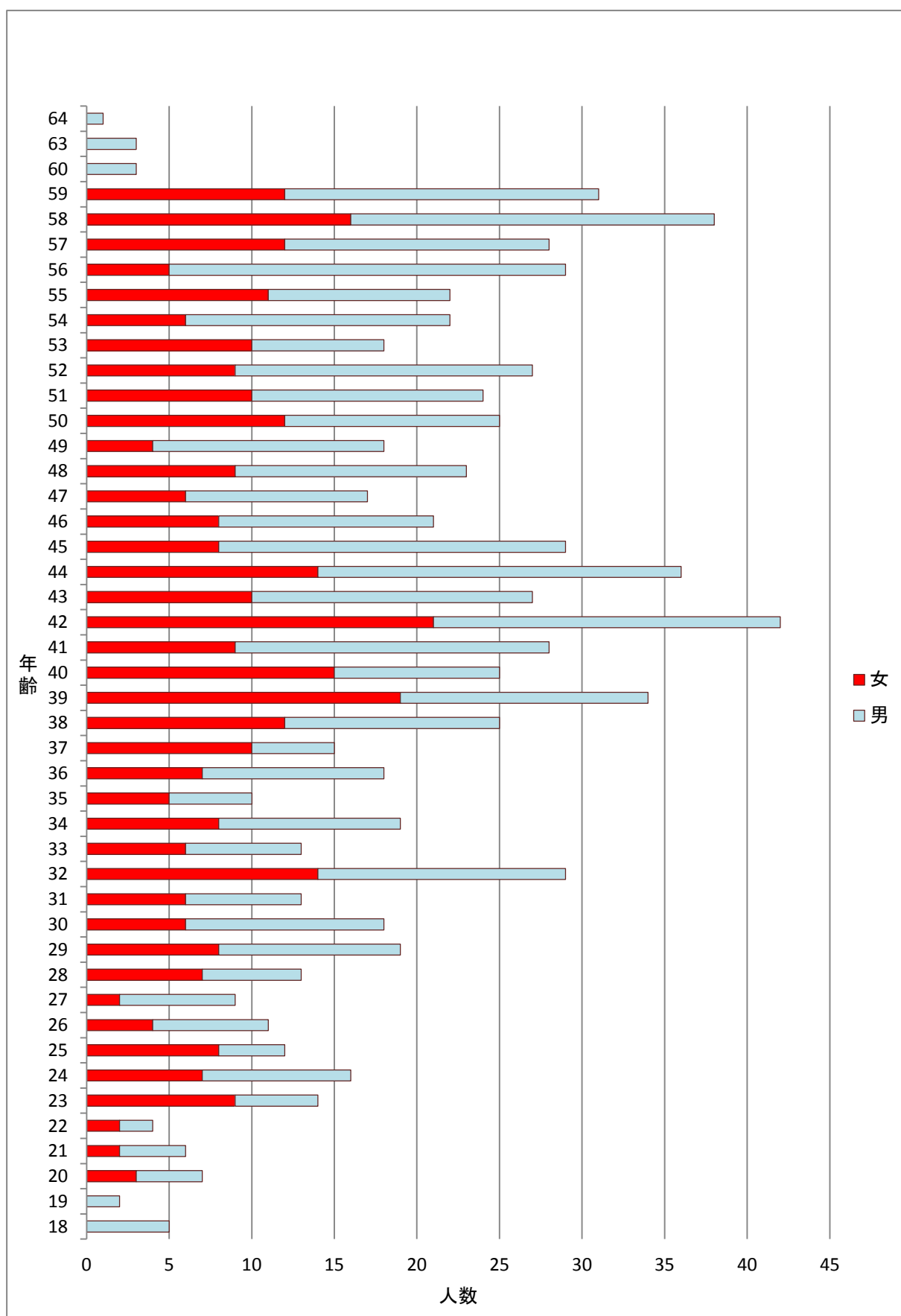
区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全職員	862	851	862	862	881	868	866	862
対前年度比増減		-11	11	0	19	-13	-2	-4
累 計		-11	0	0	19	6	4	0
うち普通会計職員	505	497	505	505	517	506	507	505
対前年度比増減		-8	8	0	12	-11	1	-2
累 計		-8	0	0	12	1	2	0

◇定員適正化計画（第3次改訂）による。

◇職員数は各年度4月1日現在の人数。

◇教育長を除く。

8. 職員の年齢構成



◇平成30年4月1日現在（全職員）

9. 公の施設等の現状

建築物系施設の類型ごとの施設数、延床面積等

大分類	小分類	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	築年数 平均 (年)
行政施設	庁舎等	10	42	25,354	28.6
	防災関連施設	106	106	7,358	24.7
	行政関連施設	37	63	11,896	31.3
集会施設	地区集会施設	50	55	9,762	24.0
社会教育施設	公民館	7	7	5,202	27.9
	市民会館	4	4	13,649	25.3
	文化施設	6	29	8,808	48.2
	生涯学習施設	11	29	15,322	30.9
スポーツ施設	体育館	23	25	25,326	31.5
	屋外スポーツ施設	8	16	3,341	22.6
保健福祉施設	保育・子育て支援施設	7	10	4,601	34.2
	高齢者支援施設	11	17	12,278	21.8
	障がい者支援施設	4	6	1,642	26.7
	保健施設	6	7	7,477	20.1
病院施設	病院施設	7	11	26,450	17.2
産業振興施設	産業施設	6	7	2,533	18.4
	農業施設	12	28	9,281	20.0
	畜産施設	1	10	2,648	28.6
観光・保養施設	観光施設	18	50	14,199	26.0
	保養施設	17	92	12,699	20.4
公営住宅等施設	公営住宅等施設	38	119	39,982	28.8
学校教育施設	幼稚園	3	9	5,388	23.1
	小学校	22	130	70,359	33.5
	中学校	8	53	43,986	24.2
	教育関連施設	5	5	2,970	14.2
公園施設	公園施設	13	24	1,134	24.2
	公園便所	25	26	396	26.0
公衆衛生施設	衛生施設	9	26	15,272	19.5
	斎場施設	7	8	2,560	28.1
	公衆便所	23	24	554	23.5
その他の施設	その他の施設	57	95	20,540	33.2
計		561	1,133	422,967	27.6

◇平成27年度末現在のデータをもとに集計

◇築年数（平均）は、平成30年4月1日を基準日として算定

10. 第3次郡上市行政改革大綱の策定及び審議経過

平成30年

- 4月24日 行政改革推進リーダー全体会（策定体制等報告）
- 8月1日 第1回行政改革推進審議会（委員委嘱、第2次大綱進捗状況報告）
- 10月31日 第2回行政改革推進審議会（第3次大綱策定方針、審議体制等協議）
- 11月26日 行政改革推進本部会議（大綱骨子及び審議会諮問内容等協議、決定）
- 11月28日 第3回行政改革推進審議会（諮問、全体構成に関する審議）
- 12月18日～ 行政改革推進リーダー会議（各基本方針、実施計画掲載項目等検討及び作成）
- 12月26日 第4回行政改革推進審議会（基本方針及び重点項目等審議【基本方針1, 2, 5】）

平成31年（4月まで）、令和元年（5月以降）

- 1月23日 第5回行政改革推進審議会（基本方針及び重点項目等審議【基本方針3, 4】）
- 2月25日 第6回行政改革推進審議会（第3次行政改革大綱本編素案審議）
- 3月19日 第7回行政改革推進審議会（第3次行政改革大綱（案）審議及び答申書調整）
- 3月27日 行政改革推進審議会答申
- 4月9日 行政改革推進本部会議（答申内容確認、第3次行政改革大綱調整）
- 4月18日～5月7日 第3次行政改革大綱パブリックコメント

【庁内組織】

行政改革推進本部【18名】

本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：部長級職員

行政改革推進リーダー（行政改革推進本部プロジェクト委員）【40名】

本庁各課、各振興事務所から1名ずつ選出された係長級職員を中心に構成

11. 郡上市行政改革推進審議会委員名簿

（敬称略・順不同）

役職	氏 名	所属・役職等
会 長	尾藤 望	弁護士
会長代理	昇 秀樹	名城大学都市情報学部教授
委 員	田代 光敏	税理士
委 員	田中 栄子	（有）ノバネットワークス代表取締役
委 員	井上 勇治	（一社）郡上建設業協会技術顧問
委 員	古橋 容子	民生委員・児童委員
委 員	蒲 智美	郡上高校講師
委 員	増田 雅幸	農事組合法人ファットリエ栗巣理事
委 員	河合美世子	会社員、地域づくり団体会員
委 員	神谷 公眞	八幡信用金庫専務理事

（任期：平成30年8月1日～令和3年7月31日）

12. 諮問書

郡企第 65 号

平成30年11月28日

郡上市行政改革推進審議会

会長 尾藤 望 様

郡上市長 日置 敏明

第三次郡上市行政改革大綱について（諮問）

本市では、地方交付税の合併算定替による特例措置の終了に伴う普通交付税の段階的縮減に対応するため、第一次行政改革大綱の計画期間を1年繰上げ、平成25年3月に第二次行政改革大綱を策定し、改革の基本姿勢を示すとともに4つの基本方針と12の重点項目を定め、改革に取り組んできました。

一方で、平成26年3月には市民が主人公のまちづくりを進めるための基本的なルールを定めた「郡上市住民自治基本条例」を、平成27年10月には、「郡上市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」及び「郡上市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を策定するとともに、平成28年3月には「第2次郡上市総合計画」を策定し、人口減少や少子化・超高齢化の進行をはじめ、本市が直面する諸課題解決への取組みも同時に進めてきました。

このような総合的な取組みにより、主要な財政指標の改善が図られるとともに、人口は減少下にあるものの、転入者に増加の兆しが見られるなど、一定の成果が現れています。

しかしながら、今後も人口減少・少子高齢化が確実に進み、その中でも特に年少人口及び生産年齢人口の減少は、多様化する市民ニーズに対応する担い手の不足、税収をはじめとする財政運営の基盤となる収入の減少など、市政や市民の生活に様々な影響を及ぼすことが予想されます。また、インフラを含む公共施設等の老朽化への対応は、莫大な更新費用を伴うことから、市民の安全面や利便性を考慮しながらも、整理統合を含めた適正配置と長寿命化を図っていく必要があります。

こうした本市の行財政を取り巻く環境に適切に対応するとともに、第2次郡上市総合計画に描く郡上市の将来像の実現に向け、行政改革を着実に推進するために、平成31年度から平成35年度を計画期間とする「第三次郡上市行政改革大綱」を策定することといたしました。

この大綱の内容について、郡上市行政改革推進審議会条例第2条の規定に基づき審議会の意見を求めます。

付記

第三次郡上市行政改革大綱の骨子案は添付のとおりです。

第三次郡上市行政改革大綱の骨子（案）

第1章 策定の趣旨

I 策定の目的

※以下の事項を文章化し示すことで策定の目的を明記する。

- ・経済動向、人口動向に関する認識
- ・選択と集中の必要性和地方分権改革への対応
- ・行政改革集中改革プラン、第一次行政改革大綱、第二次行政改革大綱に基づく取組みと成果の概略
- ・第2次総合計画に掲げる「郡上市の将来像」実現に向け、引き続き行政改革大綱を策定する必要性への言及

II これまでの改革の取組み

※以下の事項を表にまとめ、これまでの市の改革の沿革等を示す。

- ・行政改革集中改革プラン、第一次行政改革大綱、第二次行政改革大綱に基づく、主な改革の取組みの定性的な成果
- ・明確に数値化することができる定量的な成果（職員数及び人件費、各種財政指標等）を表により記載

III 策定の背景

1. 人口減少・少子高齢化の進行
2. 多様化するニーズに対する担い手の減少
3. 公共施設・インフラの老朽化
4. 財政運営の基盤となる収入の減少

※上記1～4を見出しとし、引き続き大綱を策定し行政改革に取り組む背景と必要性を簡潔に示す。

第2章 基本的事項

I 改革の基本理念

〔案〕郡上市の持続可能な発展に向けて～ともに支え、ともに創る～

II 大綱の位置づけ及び体系と実施期間

1. 位置づけと体系

※イメージ図を掲載

2. 実施期間

平成31年度～平成35年度（5年間）

第3章 改革の基本方針と推進体制

I 改革の5つの基本方針と12の重点項目

基本方針1 市民協働による自治力の向上

- （1）市政への市民参画機会の充実
- （2）コミュニティの活性化と住民自治力の向上
- （3）行政情報の積極的提供と共有化

基本方針 2 公共施設等の適正な管理

- (4) 公共施設等の適正配置と長寿命化
- (5) 公共施設等の効率的管理運用

基本方針 3 社会情勢の変化に対応した自立した行政運営

- (6) 質の高い行政サービス・行政運営の確立
- (7) 行政の信頼性の向上
- (8) 定員管理の適正化と人材育成

基本方針 4 健全な財政運営と財政基盤の強化

- (9) 歳出の削減
- (10) 歳入の確保
- (11) 将来の負担の軽減

基本方針 5 地域経済の活性化につながる「創る改革」の推進

- (12) 公共サービスを起点とした民間事業の拡大

※「重点化」が必要な項目である「公の施設等の見直し」は、今後の市政運営において重要かつ長期的な取組みであることから、新たに「公共施設等の適正な管理」という基本方針を設けることとした。

※第二次行革大綱の69ある「主な取り組み項目」は、概ね「市民協働」「行政運営（人事・組織含む）」「財政運営」「創る改革」の4つに分類できる。また、その内容についても類似又は再掲されているものが散見される。これらのことから、重点項目及び主な取り組み項目については、上記の4分類に整理・統合することとした。

※上記2点を踏まえ、第二次行革大綱の4つの基本方針を、第三次行革大綱においては5つの基本方針に組み替えることとする。

II 改革推進のために

1. 実施計画の策定
2. 取り組み状況の公表
3. 関連する計画との整合性
4. 推進体制

※上記1～4を見出しにして、改革推進のために取り組むことや留意すべきことを示す。

平成31年3月27日

郡上市長 日置敏明 様

郡上市行政改革推進審議会
会 長 尾 藤 望

第3次郡上市行政改革大綱について（答申）

平成30年11月28日付け郡企第65号をもって、郡上市長から諮問のありました第3次郡上市行政改革大綱について、次のとおり答申します。

記

当審議会に諮問された「第3次郡上市行政改革大綱」の審議は、人口減少、少子化・超高齢社会の到来を大きな背景として、今後あらゆる局面において支える側より支えられる側の市民の割合が一層増加することや、目まぐるしく変化する社会経済情勢により、市民ニーズが多様化・高度化・複雑化することが予見される中、何を拠り所に検討を進めることが適切だろうか、というところから議論が始まりました。

5回にわたる審議会では、限られた期間の中で丁寧かつ慎重な審議を重ね、この右肩下がり時代、言い換えれば成熟した社会においては、市全体として量から質への価値観と意識の転換が本格的に必要であり、そのために限りある資源を効果的かつ効率的に最大限活用する視点をもって、持続可能なまちづくりに向けたあらゆる取組みを進めることが肝要であると結論付けました。

このため、「第2次郡上市行政改革大綱」の基本的な考え方を踏襲しつつ、「第2次郡上市総合計画」に掲げる本市の将来像の実現に向け、行政改革の側面から支えていくこととして示された原案に、審議会としての検討結果を一部反映させ「第3次郡上市行政改革大綱（案）」として取りまとめましたので答申します。

市当局におかれては、「第3次郡上市行政改革大綱（案）」に即した改革の実現を、具体的な取組みに結び付け着実に成し遂げていただくとともに、更に今後10年、20年先の中長期的な見通しを持って、変化を恐れず柔軟かつ弾力的に対応していただくことを期待します。

なお、審議会として、検討の過程で示された主な意見を以下に記しますので、改革を推進するにあたり留意してください。

意 見

＜全体事項＞

- ◎ 地方自治の原点に立ち戻り、最少の経費で最大の効果をあげるため、行政改革の本質である施策や事務事業のスクラップアンドビルドを不断の取組みとして徹底されたい。
- ◎ 行政サービスの量から質への転換にあたっては、すべての市職員が大綱に掲げる「改革の基本理念」を認識し、意識改革を図ることは当然ながら、市民に理解を得る中で価値観を共有して進められたい。
- ◎ 職員数と配置の適正化については行政改革の重要な取組みであることから、単に労働力という側面に焦点化することなく、働き方改革や市民協働の視点を含め、バランスの確保に努められたい。
- ◎ 市民にとって分かりやすい大綱及び実施計画とするため、専門用語などの記載について工夫されるとともに、取組みの効果についても可能な限り定量的な分析等を用いて説明責任を果たされたい。

＜個別事項＞

1 市民協働による自治力の向上について

- 補完性の原理の中で、行政が行うこと、地域で行うこと、市民自らが行うことなどをより具体的に示し、その中で協働すべきことを明確にして自治力の向上を図ること。
例えば、すべての市民に共通する課題である防災などの危機管理を契機として、それぞれの役割を明確にしていくことも一つの方法である。
- 市民協働センターについて、センターを活用する側、センターで活動する側がともに積極的に関わることができるよう、その機能を充実させるとともに、市民に対して更なる周知を行うこと。
- 外国人市民の増加の想定など、社会構造の変化を的確に把握しながら、既成概念にとらわれない市民協働手法を検討すること。特に、市は様々な主体に率先して、各種取組みを進める姿勢を示すこと。

2 公の施設等の適正管理について

- 「公共施設等総合管理計画」、「公共施設適正配置計画」に基づき、公共施設の総量削減を原則とする中で、将来に過度な負担を残さない公共施設等の適正管理を図ること。
但し、公共施設は行政サービスを実現するための手段であることから、真に必要な施設は長寿命化を図るなどの維持管理に努め、削減をする場合にも類似施設等のグレードアップを図るなど、インセンティブについて一定のルールを検討すること。

3 社会情勢の変化に対応した行政運営について

- 「定員適正化計画」に基づき、目標値を上回る職員数の削減を達成したことはひとつの成果ではあるが、一方で職員数の削減がメンタルヘルスに与える影響や、場合によっては市民サービスの低下につながる恐れがあることを念頭に、削減ありきではない職員数の適正化、及び適正配置に努めること。
- 大綱では行政サービスの質の向上を窓口業務に特化しているが、行政運営上はすべて

の行政サービスが対象となると考えられる。このため、市民にとって質の高い行政サービスは何かということを、すべての部署で全職員がしっかり考えていくよう意識改革を進めること。

4 健全な財政運営と財政基盤の強化について

- 市民の安心や安全に関することなど、必要なところに必要な予算が措置されるよう、歳入の確保にしっかり目を向けながら、公共施設見直しの取組みをはじめとする歳出の削減を進めること。

5 地域経済の活性化につながる「創る改革」の推進について

- 「創る改革」は、単に行財政の縮小のみを目的とするものではない。市が行ってきた市民サービスのうち可能なものは民間へ開放する、あるいは既に公的役割を持っている民間事業の促進を支援するという視点をもって取り組むこと。

以上

14. 郡上市行政改革推進審議会条例

平成17年6月27日条例第31号
改正 平成18年12月26日条例第73号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、郡上市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、郡上市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年郡上市条例第47号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成18年12月26日条例第73号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

用語解説

索引	用 語	解 説
あ	R P A (アールピーエー)	ロボティック・プロセス・オートメーションの略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもので、従来よりも少ない人数で生産力を高めるための手段として注目を集めている。 地方自治体においても実証実験がはじまっており、ふるさと納税業務や職員給与業務、住民票移動業務などへの本格導入を決定したところもある。
い	インフラ	インフラストラクチャーの略で、もともとは「下部構造」という意味。転じて「産業や生活の基盤として整備される施設」を指すようになった。狭い意味では、道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信施設など「産業の基盤となる施設」を指すが、広い意味では学校・病院・公園・福祉施設など「生活の基盤となる施設」も指すことがある。いずれの場合も「社会で共有する性格」を持っている点が特徴。
	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のことで、日本へのインバウンドを「訪日外国人旅行」または「訪日旅行」という。
え	A I (エーアイ)	アーティフィシアル・インテリジェンスの略で、人工知能のこと。現在確立した定義はないものの、経済産業省によると、A I 技術とは「人の行い得る知的活動をコンピュータソフトウェアに行わせる一連のソフトウェア技術」と解説している。
か	可処分財産	将来的に利用計画がなく、市の公有財産として保有する必要性のない土地、建物等の財産。(若しくは、当面利用計画がない場合であっても、財産の状況から将来的に市が保有していくことが望ましいと判断される財産以外の財産)
き	義務的経費	歳出のうち、その支出が制度的に義務付けられ、任意に削減することができない経費。人件費、扶助費^{※1}、公債費^{※2}の3費目を指す。 ※1：生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費。地方自治体独自の支出も含まれる。 ※2：地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還に要する経費。
	行政点検（施策点検、事務事業点検）	市が実施している施策、事務事業について、計画、実施、点検、見直しのサイクルを定着させ、各事務事業の必要性や効果、効率性等を評価し、事業の改善や縮小、統廃合等を行い、行政活動の効率化やサービス向上、財源の有効活用等に役立てること。
	行政改革集中改革プラン	総務省は平成 17 年 3 月に「地方公共団体に行政改革の推進のための新たな指針」を示した。この指針では、地方公共団体に対し、具体的な取組みを集中的に実施するため、事務事業の再編、整理、廃止、統合、民間委託等の推進（指定管理者制度の導入を含む）定員管理の適正化などの項目を中心に、平成 17 年度を起点として、概ね平成 21 年度までの取組みを住民にわかりやすく明示した計画を公表するよう求めた。この計画を行政改革集中改革プランという。

索引	用 語	解 説
き	行政パートナー	従来市が直接実施していた業務を NPO 法人、公益法人、企業等に委託する手法により、相手方が対等な立場で市と協働し、主体的な発案に基づき、公共サービスの付加価値を創出することができる業務運営形態。平成 21 年度から大和振興事務所窓口業務を NPO 法人に委託し、実施している。
く	繰出金	一般会計と特別会計間又は、特別会計相互間で支出される経費。市における具体例としては、一般会計から国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計などへ支出される経費。
け	経常的経費	年々継続して固定的に支出される経費。人件費、公債費、扶助費、物件費、維持補修費、補助費の 6 費目からなる。
	減免規定	公の施設の使用料等について、市が定めた基準により減額や納付の免除を行うこと。
こ	コミュニティビジネス	まちづくりや商店街の活性化など、地域が抱える課題を地域の資源（人材、施設、資金等）を活用してビジネス的な手法で解決しようとする取り組み。
	公共施設等総合管理計画	厳しい財政状況が続く中、人口減少等により地方公共団体が保有する公共施設等（建築物及び道路、上下水道等のインフラ施設）については、利用需要の変化が予想される。このため、公共施設等の全体の状況、これらを取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理する中で、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するための計画。
	コンプライアンス（法令遵守）	法令や倫理等に基づく活動を定着させ、社会的な信頼性を確保・向上させること。
さ	債権管理	市税、使用料、負担金、貸付金など市が有する債権は、多くの市民が誠実に納付している一方、支払能力があるにも関わらず納付していない滞納者もあり、収入未済が発生している。こうした滞納については、負担の公平性、公正性を確保するという観点から、市として滞納は許さないという厳正な姿勢で回収を図る必要があり、収入未済の縮減に向けての取り組みを強化すること。
し	職員人材育成基本方針	時代の要請に応え得る職員の育成について、その基本的な考え方や方向性等を具体的に示したもの。平成 19 年 3 月に策定し、平成 25 年 4 月に、社会情勢の変化や人事評価制度の導入、職員数の減員等による職員の能力向上の必要性等を勘案し見直しを行った。
	受益者負担	利益を受ける方が特定される公共サービスについて、全てを税金で賄うと、サービスを受ける者と受けない者との不公平が生じることから、利益を受ける特定の方に受益の範囲内で、使用料や手数料などを負担していただくこと。

索引	用 語	解 説
し	新地方公会計	発生主義によりストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握し、現金主義会計による地方公共団体の予算・決算制度を補完しようとする取組み。 これまでは、複式簿記・発生主義の考え方を取り入れた「基準モデル」と、決算統計を組み替えて作成する「総務省改訂モデル」があったが、平成 27 年 1 月に総務省がこれら 2 つの作成方法を統一するための基準を示し、地方公共団体では固定資産台帳の整備と、複式簿記・発生主義の導入が必須となった。
	住民自治基本条例	自治体運営の基本原則や理念を明らかにし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、市の責務などの基本ルールを定めた条例を制定。（平成 26 年 3 月 27 日施行）
	指定管理者制度	民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の削減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人、その他の団体が行う制度。
	市債	市が歳入の不足を補うために借り入れる借金。公共施設等の整備などの資金として借り入れ、償還が一般会計年度を超えるものをいう。
	市民協働センター	市民協働の推進と、市民協働の主体となる多くの組織を中立の立場で調整する機関。市民協働によるまちづくりを推進するため、市民、NPO、地域づくり団体、事業者などの団体が公益的な活動する際の相談や情報提供、調整などの様々なサポートを行うほか、協働事業の企画立案を行う。（平成 24 年 7 月 2 日設置）
	自治体のマネジメントシステム	財政状況の厳しい中、限られた資源を最大限に活用し、住民の福祉の向上、住民の満足度の最大化を図ることが求められ、その運営を確実にを行う仕組みをいう。
そ	組織風土改革	職場の風土（価値観等）を好転させることで、職員の行動を変化させる考え方をいう。
た	第三セクター	官と民が共同して出資・経営を行う法人組織体のこと。国や地方公共団体（第一セクター）、民間営利組織（第二セクター）に対する言葉。 総務省の第三セクター関連調査の定義によると、地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人を指す。
ち	地方交付税の合併算定替特例	市町村合併が行われると、スケールメリットにより経費の削減が可能と考えられることから、一般的には合併後の市町村の条件に当てはめて算定した普通交付税の額（一本算定）は減少する。しかし、経費節減は直ちにできるものばかりではないため、一定期間は合併前の市町村が存続した条件で特例的に継続する、不利益緩和措置を目的とした算定方法。

索引	用 語	解 説
ち	地方分権改革	明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する改革であり、これまでの国と地方公共団体の関係を見直し、国と地方公共団体が対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換することを目的としている。 また、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。
	長寿命化	市の公の施設等は膨大な数であり、今後、老朽化が進行し、改修や大規模な修繕工事が短期間に集中し、大きな財政負担になることが予測される。これらのことを踏まえ、計画的な修繕、改修計画を策定することで、長期にわたり公共施設を有効活用すること。
つ	創る改革	行政のスリム化を民間事業の伸張や市民協働の拡大の契機として捉えていく視点が重要となる。このことから、行政のスリム化と地域社会の活性化を両立させるために行う改革を「創る改革」と定義し、従来の行政資源に変化を加えることにより、産業の振興、民間活力の向上、市民生活の質の向上、地域課題の解決等を目指した改革の取組み。
て	定員適正化計画	職員の定員管理を計画的に進めるための基本的な方針として、平成 17 年度策定（平成 20 年度に第 1 次改訂）し、スリムで効率的な組織の構築を図りつつ適材適所、少数精鋭を基本とした定員管理の適正化を推進した。平成 22 年度からは、計画を上回る職員数を削減することができたが、類似団体との比較においては依然として職員数が過多であることや、更に財政状況が厳しくなることが想定されるため、今後も継続した定員適正化の取組みが必要であることから、計画期間を平成 30 年度まで延伸することとした。
な	内部統制	組織の業務の適正を確保するため、組織内部のルールや業務プロセスを整備し、運用すること、又はその結果、確立されたシステム。
は	ハラスメント	いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』のこと。その種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。職場においては、セクシャルハラスメントや、パワーハラスメントが問題として取り上げられることが多い。
ひ	P D C A サイクル	Plan（立案、計画）、Do（実施）、Check（検証、評価）、Action（改善、見直し）の頭文字を取ったもので、行政政策にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、更にそれを次の計画、事業へ活かす継続的な活動の周期。
ふ	ふるさと寄附	「生まれ育ったふるさとへの貢献」、「自分の意思で応援したい自治体の選択を可能にする」ことを目的として、平成 20 年度の税制改正により導入された制度。一般的に「ふるさと納税」という。 自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される（一定の上限あり）。

索引	用 語	解 説
ほ	補完性の原理 (自助、共助、公助)	政策決定は、それにより影響を受ける市民、コミュニティにより近いレベルで行われるべきだという原則であり、問題はより身近なところで解決されなければならないとする考え方。 具体的には、個人でできることは個人で解決する（自助）。個人でできないときは、まず家庭がサポートする（互助）。家庭で解決できないときは、地域あるいは NPO（民間非営利団体）がサポートする（共助）。その上で、どうしても解決できない問題について、はじめて行政が問題解決に乗り出す（公助）。
め	メンタルヘルス	精神面における健康、あるいは心の健康のこと。現代社会のさまざまなストレスから、心の病にかかる人が増え、メンタルヘルス（精神の健康を保つこと）がますます重要になっている。
よ	予防保全	建築等の部分あるいは部品に不具合・故障が生じる前に、部分あるいは部品を修繕もしくは交換し、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法のこと。



第3次郡上市行政改革大綱

令和元年5月

市長公室 企画課